土地基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十二号

土地基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

土地基本法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は令和二年六月十五日とし、同項第三号に掲げる規定の施行期日は同年九月二十九日とする。

総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

国土調査法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十三号

国土調査法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）の一部の施行に伴い、並びに国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第六項、第九条の二第一項及び第二項並びに第二十一条の二第二項、同条第四項において準用する同法第十七条第二項、同法第二十一条の二第五項、同条第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項及び第三項並びに同法第二十一条の二第八項並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第四項の規定に基づき、並びに国土調査法を実施するため、この政令を制定する。

（国土調査法施行令の一部改正）

第一条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第六項」の下に「及び第二十一条の二第二項」を加え、同項第一号中「まで」の下に「及び第二十一条の二第一項」を加え、同項第四号イ中「市街地にあつては、街区の形状並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点（以下このイにおいて「登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点」という。）のうち当該街区の形状に係るものの現地における位置」を「街区の形状、地形、植生、地盤の変動その他の事項であつて、土地の境界の測量の基礎となるものとして国土交通省令で定めるもの」に改め、「市街地以外の地域にあつては、登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点のうち三筆以上の土地の境を構成するものの現地における位置」を削り、同項第九号中「いう。）」の下に「及び法第二十一条の二第一項に規定する地図（以下「街区境界調査図」という。）」を加え、同項第十号中「地籍図」の下に「及び街区境界調査図」を加え、同項に次の一号を加える。

十二　街区境界調査図及び法第二十一条の二第一項に規定する簿冊（以下「街区境界調査簿」という。）には、次に掲げる事項を表示するものとする。

イ　街区境界調査図

名称
番号
縮尺
座標系の名称又は記号
図郭線及びその数値
基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置
土地利用及び工作物の現況
隣図との関係
地番区域の名称
法第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地（以下この号において「街区内土地」という。）と同項に規定する街区外土地との境界線
街区内土地の地番

ロ　街区境界調査簿

街区内土地の所在及び地番並びに所有者の住所及び氏名又は名称
関係の街区境界調査図の番号

第二条第二項中「第二条第六項」の下に「及び第二十一条の二第二項」を加える。

第十四条に次の一号を加える。

九　街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

第十五条中「又は」を「（法第二十一条の二第四項において準用する場合を含む。）及び」に改め、「第十九条第二項」の下に「（法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十六条（見出しを含む。）及び第十七条（見出しを含む。）中「成果」を「国土調査の成果」に改める。

第十八条の見出し中「成果」を「国土調査の成果等」に改め、同条中「第十九条第四項」の下に「（法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条の見出し及び第二十条の見出し中「成果」を「国土調査の成果」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（街区境界調査成果の認証及び承認）

第二十一条　法第二十一条の二第五項の規定による認証の請求は、次に掲げる事項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。

一　法第二十一条の二第一項の調査及び測量を行つた地方公共団体又は土地改良区等の名称

二　法第二十一条の二第四項において準用する法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊（以下この条において「街区境界調査成果」という。）の名称

2　第十六条第二項の規定は、前項の認証請求書について準用する。この場合において、同条第二項中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。

3　第十七条の規定は、法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する法第十九条第三項の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第十七条第一項第一号中「調査を行つた者」とあるのは「法第二十一条の二第一項の調査及び測量を行つた地方公共団体又は土地改良区等」と、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「国土調査の成果」とあるのは「街区境界調査成果」と読み替えるものとする。

別表第五を削る。